

入 札 公 告

工事の入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び岩美町財務規則（昭和62年岩美町規則第1号）第130条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月26日

岩美町長
(公印省略)

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 (岩美町水道管路耐震化推進事業) 町道岩本浦富線配水管布設替工事 (2-2 工区)
- (2) 工事場所 岩美郡岩美町大字 浦富 地内
- (3) 工事概要 HPPE φ200 配水管布設工 L = 418.7m
- (4) 工 期 契約締結の日の翌日から令和8年11月30日まで
- (5) 予定価格 金 38,071,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む)

2 入札参加資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する要件

- ア 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。
- イ 共同企業体の構成員数は、代表構成員1社と構成員1社又は2社との組み合わせ（以下「構成員等」という。）によるものとし、代表構成員の資格要件は(2)のイ、構成員の資格要件は(2)のウに定めるとおりとする。

ウ 共同企業体の結成方法

- ② 共同企業体の結成は、構成員等の自由意思による自由結成とする。
- ② 構成員等の出資比率は、2社の場合は10分の3以上、3社の場合は10分の2以上とする。
- ③ 構成員等は、本件入札において、2以上の共同企業体の構成員になることができない。
- ④ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は、その出資比率の大きい者とし、その出資比率が同じである場合は、いずれかの者が代表者となることとする。

(2) 共同企業体の構成員等の資格

ア 共通の資格要件

- ① 岩美町水道工事指定業者であること。
- ② 水道施設工事につき、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を有している者であること。
- ③ 公告の日において、岩美町水道事業の令和7年度建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをした者にあつては、同法第199条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

⑥公告の日から入札を執行する日までの間のいずれの日においても、国土交通省中国地方整備局及び鳥取県から指名停止措置を受けていないこと。

イ 代表構成員の資格要件

①建設業法第3条第1項及び第2項に規定する水道施設工事の許可を得ている者で、岩美町に本店を有し、かつ、法人町民税を納付している者であること。

②本工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者を適正に配置できること。

1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ウ 構成員の資格要件

①建設業法第3条第1項及び第2項に規定する水道施設工事の許可を得ている者で、岩美町に本店を有し、かつ、法人町民税を納付している者であること。

②本工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者を適正に配置できること。

1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

3 入札参加資格確認申請及び資格の確認等

(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、別に配布する入札参加資格確認申請書及びその他必要な書類（以下「書類等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間 令和8年5月26日（火）から令和8年6月2日（火）までの土曜日及び日曜・祝祭日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

イ 提出場所 岩美町建設水道課

ウ 提出方法 持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

エ 申請書等の用紙の配布

岩美町建設水道課において本公告の日から希望する者に配布する。

また、岩美町公式ホームページからも入手できる。

オ 提出資料に関する問い合わせ先

〒681-8501

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1

岩美町建設水道課 上下水道係

TEL (0857) 73-1567 FAX (0857) 73-1524

電子メール：jogesuidou@iwami.gr.jp

(3) 提出期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(4) 入札参加資格の確認結果の通知は、共同企業体の代表者あてに、令和8年6月4日（木）までに通知する。

(5) 申請書等の作成にかかる費用は、提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について岩美町長に対して、説明を求めることができる。

(2) (1) の説明を求める場合は、次のとおり書面（様式自由）により提出すること。

ア 提出期間 令和8年6月5日（金）から令和8年6月9日（火）までの午前9時から午後4時まで。

イ 提出場所 岩美町建設水道課

ウ 提出方法 持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 説明を求められたときは、令和8年6月11日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 設計図書の閲覧

(1) 閲覧方法 岩美町役場ホームページ

(2) 閲覧期間 令和8年5月26日（火）から令和8年6月18日（木）

6 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問がある場合は、書面（自由様式）によりファクシミリ又は電子メールにより電送すること。文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びファクシミリ番号等を併記すること。

なお、質問がない場合もその旨を電送すること。

(1) 質問の受付期間

令和8年5月26日（火）から令和8年6月10日（水）まで

(2) 質問の電送先

岩美町役場建設水道課 FAX (0857) 73-1524

電子メール：jogesuidou@iwami.gr.jp

(3) 質問に関する回答は、令和8年6月12日（金）までにホームページに掲載する。

7 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年6月18日（木）午前9時00分

(2) 場所 岩美町役場2階ミーティング室

8 最低制限価格の設定

最低制限価格 設定

9 入札執行について

(1) 持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 第1回入札書と同時に当該入札金額の根拠となる工事費積算内訳書を提出すること。

(4) 代理人をもって入札をしようとする者は、必ず委任状を提出すること。

(5) 入札者は、提出した入札書の引換、変更又は取り消しをすることができない。

(6) 入札者は、入札書の記載事項につき抹消、訂正又は挿入をしたときは、これを証印しなければならない。ただし、押印を省略した入札書及び入札金額については、抹消、訂正又は挿入することができない。

(7) 入札終了後、落札者は、課税事業者又は免税事業者であることを明記した届出書を提出すること。

10 開札

開札は、入札の終了後直ちに入札者の立ち会いのうえ行う。

11 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格を下回った入札を行った者は落札者とししない。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退できない。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金については、契約締結と同時に請負金額の10分の1の額を保証する次のいずれかの保証を付すること。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）

オ 履行保証保険契約の締結

13 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに岩美町財務規則第137条の各号に該当する入札は無効とする。

14 入札及び開札の中止及びこれによる損害に関する事項

次の場合は、入札及び開札を中止する。また、これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

(1) 明らかに談合等の事実が確認された場合

(2) 天災その他やむを得ない理由による場合

(3) 入札者が1社だけの場合

15 落札の無効

落札者が、特別の理由もなく落札の日から5日以内に建設工事請負契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。

16 支払条件

- (1) 前払金 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定による登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費については、請負代金額の10分の4の範囲内において前金払いをする。
- (2) 部分払 5回以内（前金払いをしたときは、部分払いの回数を1回減ずる。）

17 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令及び岩美町財務規則に定めるところによる。